





でありますからして、大蔵省の人がここに見えておれば、よく私の申すことをお聞き願いたい。監督に行かれるのは結構でありますが、これ／＼の書類を作つてくれといふうなことで行かれます。而も一年間に關東地建の僅かに四カ所の事務所に対し三十五回、五百九十六人も行かれると、これは無論会計の監督上行かれるのでありますから止むを得んことは考えますが、こゝいうふうにされは、現場において立派な仕事をしようと思つてもする余地がない。我々長年現場におつた者の体験から申しても、これでは仕事はできないのは当然であります。でありますからしてこれは大蔵省、安定本部、人事院、建設省の本省は無論、お互によく考えられて、今日の新聞紙上に建設省、延いては府県の土木関係の不正事実がたび／＼載ることは、我々誠に遺憾と思います。遺憾でありますのが、こういうふうにたくさん来られる人をどうするかと、それに適当な旅費をお払いになることと思いますが、中にはそうでもないのがある。それをこの現場の人たちは何とか処理しなければならん。ここに非常に不合理と申しますが、不正事実の起る大きな原因があります。このことをよく各省の者がたはお考えになつて、現場監督に行くといふことは、無論口幅つたい立派な仕事をさせるための現場監督ならばよいが、そうちではなしに、単に仕事を見るに名をかりて公務員が遊びかれるのは結構であります。が、いわゆることで、恐らくそういうことがあるわけはありませんが、そういうことのないように願いたい。殊に地建の仕事の中でも、場所によりましては請負に付

訴えて、私は官紀の肅正を口に唱えるのはこれで三回目であります。何回もこういうことを申すのは実は嫌なのでございますが、事実はこういうような状態に追い込まれておりますから、一につこれは大臣みずから関係各省ともお詫びになつて、成るべく無理のないよう、私どもが現場におつたときに怠慢簿、箇所限日計簿と工事材料受払簿、この三つで立派な仕事ができたと同じような、そういう仕事をして欲しい。現に今日恐らく次官も御承知の通りに、工事年報というものを最近私ども見受けません。昔から伝統的の内務省、今日の建設省、あの直轄工事の立派なものは工事年報に毎年々々その事業が年報としてきれいに出されて、それがによつて成るほど直轄の事業らしいものがあつたのです。然るに今日は工事年報も一冊も出ない。戦争中或いは戦争直後ならいざ知らず、もう戦争も落んで講和も近付いた今日、今以て工事年報のできないということ是非常に不思議に思ふ。そこで現場の人聞くと、これ以上に工事年報に手を延ばす人はありません。私はこれは恐らく真相だろうと思ひます。工事年報もできないようなことは、もはや直轄工事の価値がどこにあるか、言い換えれば殆んど請負工事で十分だと、そういうことも言えます。昔のいいところはやはりあの工事年報、そういうものはどうしても活かして行かなければ……、最近は弘業課と申しますから、これからパンフレットを出しておりますが、あのパンフレットの三冊や四冊よりも、次官の御承知の通りに毎年ある部厚な工事年報があつて、初めて直

轉工事がどういう仕事をしたということがあります。これが最近はできない。そういう状態では直轄工事の価値いざれにありや、殆んどもうこれは全部請負にしてもよろしい。言い換えれば建設局、地建、直轄工事を主としてやるべきその建設局の必要がどこにありや、こういうことも言いたくなります。でありますから私の申上げたいことはたくさんあります。併し今私が申したことは、事実に即応してお話しております。決してこれによつて建設省をいじめようとか、そういう考えは毛頭ない。若しも直轄工事をなさるのならば、昔のように直轄工事らしい仕事のできるよう、書類の簡素化、これは各省とも御協議なさつて、又先ほど申ししたように随分各省から現場に行つておりますが、こういうたくさんの人に行かないでも、本当に仕事のできるよう、現場の人をもつと可愛がつてやつて欲しい。そうしていわゆる日本の再建に資して欲しい。これは私の願いであり、又そうすべきが当然と思います。これに対しても私が一つの現場について見たことをお話いたしまして、今日大臣がおられませんから、一応次官のお考へを承わりたいと思います。

ほらもこの点は現場のほうから要望があり、前益谷建設大臣当時におきましても閣議に御披露して、どうしても各省はこれに協力し、理解のある監査をしてもらわなければ困るという点を申入れたことがございます。と同時に又事務的には次官会議等にも各省にこれを訴えて、何とかして監査を同時に施行する方法はないかということを真剣に考えて見ましても、まあ制度上行政政府を離れております会計検査院はとにかくとして、それ以外の狭い意味の行政政府においては、何とかこの監査の機会をダブらんように、同じような書類で済ませられるよう、従つて又現場の手間をかけないようにという点で協議をして頂いたことがあります。が、正直に申上げますると何ら一致いたしません。大蔵省は大蔵省で、大蔵省的監査をやらなければならんと言ひ張ります。まあそういうわけでありますて、それ／＼理窟はあるでしょう。併しながらいわゆる監査の目的からして、相手に余り迷惑をかけて、それがために仕事ができんでは、角を矯めての類でありまして、お説の通りござります。これはなか／＼各省を糾合して、理解ある監査を実施するといふにつきましては困難でありまするが、只今御指摘の点につきましては、今後能うる限り各省の協力を得て、逐次現場の仕事のしよいのようにこの点を改めるべく努力することを申上げます。

監督を受ける身で、当然に言うべき筋合、又慮すべからざる筋合のことと、いわば監査を受ける立場からつい十分のことが言えないというような点もござりますので、やはりこれも又監査をするほうでは、殊に直接責任を持つておる私のほうの建設省の本省、又地建の本局、こういうものから真先きに改むべく、実は昨日も省議でこの問題を十分討議しまして、或る種の結論を得たわけで、更にこれを実施に移すべくいたしております。従いましてこれらの方につきましても、御指示の点、十分戒心の意を盡したいと存じております。

○赤木正雄君 もう一つ、この前も大臣に申したのですが、公共事業監察官の制度であります。この公共事業監察官が行かれまして、果してどれほど効果があるか、これは無論公共事業の不正がないようになります。一応御趣意に対してお答えを申上げます。

本会議と私は考えております。これには今日なお残つていて……。プロック会議をやつて何の効果があるか、殆んどあるよう思はない。もはや交通機関で、プロック会議は、ほんどのプロック会議の結果を私は聞きもし、又現場に行つて見ましたが、それほど効果がない整つた今日でありますから、これが行つて必要であれば、これは本省で会議をなさる……。これは行政部門で、我々の言うべきことと違いますが、とにかくプロック会議をやつてもその費用はどこから出るか、無駄の出ることを、成るべく無駄を省くことがいわゆる正しい途の第一歩と考えますから、この点も申上げて置きます。私のお願いする的是以上であります。

ところが一ヵ所でもあるならば、その見本を逆に示して頂きたい。悉くが不正な支出方法によつて闇から闇に流れていると考えられます。不幸にして引掛つたのがこの大村地区の出張所だと考えます。この際大村地区的技官が検挙されまして、最高裁まで起訴、不起訴に対する意見が徵されておつたよろしく、見本を聞いておりますが、この真相を明らかにして頂きたいと思うのです。若しもこのまま放置して、或いは最高検察庁にて手を著けるならば、各現場悉くに於に類するような犯罪が摘発されると思うのです。無論次官のお話を伺ふと、昨日もいろいろその点について御協議なつたそうであります。裁判所の記録、地檢の記録、高等裁判所の記録、最高検察庁の意見、そらしたゞのを一つ明らかにしてこの委員会に御報告願いたいと思うのです。そして余分な仕事を負わされている……、本省の人々は定時に出勤して定時に出勤が建前ですけれども、現場の人々は雨が降り、風が吹くということ一つすら神経を失らして現場に勤務しなければならん。これに対しても超過勤務手当が出ているか、出でないか私は詳しく知りませんが、先ほど赤木委員が指摘されたようだに、この八千人の定員に対して一万人人以上の事務費としますか、労務賃として支払われているのが間違いないのですから、この事実に鑑みますと、それでも、本省を除く全建設省の労働組合のかたぐが、止むを得ず不正事実を認め、不正をしなければならない、犯罪を犯さなければならぬといふところに追込められている現状をよくお考え願つて、これに対する方途をお詫び申しますと、同時に重ねて申しますと、

が、今の大村地区におけるところの訴長が起訴されまして、或いは不起訴になりますか、少くとも譴責を食いまして、犠牲になつたと、いう真相を明らかにして頂きたい。

るな接待の経費に充当されたのもござります。接待と申しましても、まあ公式的な起工式とか落成式というようなものもございますが、やや私的のような匂いのするのもありますし、その用途は極めて少額のものもありますが、種々雑多と申さなければならんような状態であります。そこでそれらの中で本当に個人のために使つたというようなものは、これはその人の公務員としての責を免れるわけには参りません。併しながら公けのために制度上の多少の窮屈さを若干免がるためにやつたというようなのも勿論これは会計法規違反であり、予算の精神にも反するのであります。いろいろそこには段階があるわけであります。それこれを十分勘案の上、九州の問題になつております三事務所長は一ヶ月の停職処分をいたしました。これにはやはり十分の注意をしたであらうけれども、なお且つ重大な過失と覚きものがあつたためでございます。これは今お話をよう全国の地建には全然ないかといふことについては、ないことは好ましいのであります。が、今ここにその証拠を挙げろということにつきましては、若干の時日をかして頂かなければなりません。いすれにいたしましても全体的にいふことのないよう戎心をして頂くという意味で、まあ泣いて一つの行政処分を行なつたようなわけでござります。検察庁との関係につきましても、私も関係筋と折衝いたしておりますが、この際は御遠慮申上げて、手な御答弁で、どうも私が伺いたいことがはつきりしておりませんけれども

も、建設省の他の職員組合のかたがてに私たちもが働きかけまして……、非常に自分達の加重されている勤務と受け取るところの手当、報酬、そうしたものがバランスが取れんという不平が随分あるのです。その上且つ謹々赤木委員会が御説明、紹介したような接待費その他に使用されるものがたくさんあるとおもいます。昨年あたりでは四百円くらいの旅費しか持つて監察官が行きましんけれども、大抵一人二千円から二千五百円くらいかかるそうです。これは各所に監察官が出ておるのでですから必ずや全部が全部幽霊人夫の費用について支払いされてないと思うのです。若し非常に良心的な抜管並びに事務官がおりまして、おの／＼自己の良心に顧みて、自分はこういうことをしてみて計法違反をやつた、こういうことをして犯罪を犯したということを自白しながらば、これは恐らく今日公共事業いうのは悉く停止しなければならんと思います。私は必ずやそういう事実だと思います。これに対してよほほんと慎重にお考えになり、又次の機会に建設省として対策をお立て願つて、この委員会でもお示し下さるか、そうでもなければこの不幸な下級の職員のたゞに、我々は断乎としてこの立場を守つてやらなければならんと思います。いろいろ点について、大臣はいらっしゃいませんけれども、大臣ともよく御談願つて、単なる犯罪事實を摘発するばかりじやなくして、この下級の職員に対する待遇かたもお考え願いたい。こう考えております。

○委員長(小林英三君) 如何でござい  
ましよらか、委員外議員の兼岩君から  
ちよつと……、四、五分ぐらいです  
ね。

○委員外議員(兼岩傳一君) 長く要り  
ません。

○委員長(小林英三君) 質問したいと  
いう要求がござりますが、許すことに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) それではどう  
ぞ。

○委員外議員(兼岩傳一君) 僕はやは  
り赤木、田中両委員と同じ問題なんで  
す。それで実はそれについて西のほう  
の或る現場から、三億余円の予算がき  
まつてゐるらしい、ところが四月の中  
旬まで金が来ないので、二月の二十八  
日付ぐらいで、使つてゐる労働者の首  
切りをやらなければいけないと言つて  
来ておりますが、この問題は建設省で  
できる問題なのですか。大蔵省でなけ  
れば答弁できない問題ですか。

○説明員(中田政美君) まあ大蔵省な  
り安本の御協力を得て、さようなブ  
ランクのできんように今盛んに折衝い  
たしておりまして、大体四月分につき  
ましては、一般の予算を全部付けるの  
には間に合わないというような関係も  
ありますので、労力費だけは先にそれ  
だけ切離してすぐ付けるという処置を  
いたしております。従つて只今御説明  
のようなことにならんだろうということ  
を考えております。

○委員外議員(兼岩傳一君) そつする  
と四月上旬まで行くものと理解して  
よろしくござりますか。そうすると首  
切りの問題は先づない、今年はそうい  
う措置によつて免れると取つてよろし  
いと考へております。

○ 説明員(中田政美君) その個所の工事の金額にもよりけりでござりますが、予算の端境期における処置の悪惡ために首切りをせねばならんということとは起らないと考えております。

○ 委員外議員(兼岩傳一君) これに連してこの問題については了解しませたが、実は私はこの問題で自分で東北地方のほうを直接に調査して来たんです。今両委員の言われましたようなことの面、つまり書類の問題とか監査の問題等のほかに、今私が問題にしているところは労働者を首切りたくないという問題、或いは雪の降ったときに仕事の量を少くして、本当の仕事のできるときに多くやりたいというような……、そのときに設計変更の手続やついたのでは間に合わないので、その設計変更の手続も一方で進めながら、実際の仕事は一番事情に適した方法をとる等々と、そういう純技術的なことのために労賃、人夫賃を流用するというような形で出して問題が起きてしましましたが、やはりこれも直轄問題なんですが、両方の面からあの東北地方の問題はどういうふうに処分されましたでしょうか。

○ 説明員(中田政美君) 内容によりますと、形式的には会計法その他に反するが、實質的にはその人間の道徳的責任は比較的に軽いというようなものについては比較的寛大な処置がされております。ただそういう場合に、将来に、も制度上現場の者が附らないように、形式的にも違反にならないような処理をされます。例えば予算の付けかたの問題もあります。それから今機械が足りないといいます。それから今機械が足りないとい

めに人夫賃から機械費を払つておると  
いうようなことも、これももう少しよく  
実情を、予算を配布するほうで聞い  
てやるならば是正できる問題なんであ  
りますので、それらは前轍を踏まない  
よう十分考えております。

○委員外議員(兼岩傳一君) やはり東  
北の猿ヶ石ダムの問題ですが、これは  
非常にいい工事で、有名な工事なんで  
すが、地元からの陳情書によります  
と、百四十戸の農家が見返り地をもら  
えないために非常に困つておると、耕  
作は放棄されておりまし、肥料は横  
流しになつてゐるし、住宅は減るし、  
これもやはり直轄工事の一つの悩みの  
よう思います。こういうふうの見  
返り地とか、移転費を十分やるとか、  
生活を保障するといふような問題は、  
直轄事業では十分考えておられないの  
でしょうか。

○説明員(中田政美君) 実は猿ヶ石の  
問題は戦時中、即ち終戦前に用地買収  
その他をやつて、金もやつちやつてお  
つた。ところがその後敗戦のために仕  
事は打切られてしまつて、今日のよう  
になつて、漸く今年から再開、従つて  
これを形式的に言うならば、もうすで  
に移転補償してしまつたじやないか、  
お前らはあとどん／＼移つたらいだ  
ろうといふことになるわけでございま  
す。併しながら実際はそうは行きませ  
ん。従つてこれは常識的に考えて、社  
会がこれを容認する程度の実質的な補  
償は十分考えるという方針で、只今現  
地で当つております。従つてこれは現  
地の人にも納得して頂ける、こう考え  
ております。

○委員外議員(兼岩傳一君) ずっと今  
までの書類の簡素化、それから田中委  
員

員の問題から私の問題、全部一貫して流れてる問題は、やっぱり直轄事業が今までいけないんだと思うのですね。ああいうやりかたで、私も私の考えるのは、これを請負事業に切替えれば解決するなんという単純な考え方たは、私どもとしては間違えで、やはり直轄事業としてすべきものは直轄事業でなきなければならないし、将来やばりこれに大きい望みを嘱すべき事業が多分にあるから、これは飽くまで発展させて行かなければならない。ところがいろいろな矛盾があるで、結局お尋ねしたいのは、つまり――として、こういうふうな複雑な書類をやらせたり、監査をやらせたり、不合理な認証制をやつたり、或いは継続費を認めなかつたり等々しているといふ、つまり吉田内閣の限界を超えた問題は何々であるかということ、それから第三に占領政策にも関係なく、吉田内閣の責任でもない、全く次官以下の純事務的、純技術的で解決し得る問題が何々であるか、これを一つ私は、今でなくてよろしいから、大臣ととくと相談され、一つ速記録の上で明快に御答弁願いたいと思います。これで私の質問を打切りたいと思います。委員長如何でしょうか、今の私の三点を明らかにして頂くということ、答弁そのものは要りませんが、やつて頂けるかどうか、委員長にでも次官でも結構ですが…。

○小川久義君 兼岩君の発言の中に猿ヶ石の工事においては、田中君と我々去年親しく調査に行つて来た。又住民の意見も聞いて来ました。次官が説明された通りです。戦争中金はもらつ

価と違うからもう一遍もらいたいということです。それであそここの事務所長は僕の友人でありますて、その所長が農民をトラックに乗せて、替地としてここをやろうかというふうに親切に替地の斡旋をしておりまして、問題は僕は僕はない形で思つておりますが、そういう点もお含み願いたい。それから只今この関係筋と本省関係との問題はどれどれだ、これはどこにどうなつていてるとか……、これは現在においては委員長としても確答はできないと思う、それから建設省としても、あなたと確約ができるうにないと思いますのですが、現在の日本の実情からして無理じやなかろうかと思うのですが……。

業費国庫負担法案を議題に供しますが、この法案は過日衆議院におきまする委員会を通じたしまして、本日本会議に上程しておりますので、多分今日つと御都合があるそうありますから、提案の理由を中田次官からあるそでござりますから……。

○説明員（中田政美君） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案について提案の趣旨と内容の概要を御説明申上げます。

我が国は地勢及び気象等の関係から、古来有数の炭害国でありますから、殊に戦時の国土の荒廃等に基因いたしまして、終戦後災害が連年相続いで起り、その被害は驚くべき巨額に達しております。而して公共土木施設の災害は、その大半を占めておりますが、その復旧費は地方公共団体の負担に属しまする關係上、一面において地方の財政に過重な負担を課することとなり、地方財政を破綻に陥れしめる虞れがありますのみならず、他面においてこれがため迅速にして適切な復旧事業の遂行を不可能ならしめ、災害を累増させしめる大きな原因となつておるのであります。御承知のごとく一昨年シヤウプ使節団の勧告の次第もありまして、昭和二十五年度は公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な暫久的負担制度を確立するまでの暫定措置として、取りあえず全額國庫負担の特例を設けることになりました。その後地方行政調査委員会議において、シヤウプ勧告を基礎にして、恒久的制度の調査審議に力をいたされたおりましたが、昨年十月国会及び政府に対しましてこ

三 それ以上は全額と過々に食指を増加して、個々の地方公共団体の財政力に適応して算定することとしたしました。最も超過事業費については一概に改良事業費に対する負担率と同率とするものでござります。

北海道につきましては、同地が現在なお開発途上にあり、従来災害復旧事業費については八割補助をしておりました事情をも勘案いたしまして、当分の間暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合は五分の四とすることといたしました。なお昭和一十五年以前の災害による復旧事業で主務大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、二十一年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに前述と同様の方法により負担率を定めまして、その残事業費の負担とするものであります。

地方政府調査委員会議は、この法律に規定した事項のはか災害復旧事業費の支出年度の限定、予算の計上方法及び特別会計の新設等に関するも勧告いたしておりますが、国家財政の現状からいたしまして時期尚早と認めまして、これらは採用しないことといたしました。

以上申述べましたように、この法律は公共土木施設の災害復旧事業について、地方公共団体の財政力に適応するよう国内の負担を定めまして、災害の速かな復旧を図り、以て公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことを切にお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 本案につきまして御質疑がございましたらば……。



られない、特に一箇所の十五万円といふ問題が一番大きな問題かと存するのであります。この問題につきましては、実はいろいろと討議いたしたわけでござります。これを十五万に対するか、十万にするか、この問題についてなどどこかこれは線を引かなければならぬ、こういう問題でいろいろと討議いたしましたのでござりますが、国の財政の面からも考えまして、小工事の問題につきましては、これは一つ地方においてできるだけ自費においてやつて頂き、相当災害の大きいものについては重点的に国が力を入れて、そうして災害を減らべく早く解決して行きたい、こういう観点から十五万円に落着いたわけでござります。なお一ヵ所十五万円と申しましても、その二項において超えた場合においても、連続しておきまして連続しておる場合、これが二メーターごとに連続しておる、又更にものによりましては二十五メーターのものはこれを一ヵ所の工事としてやるというような方法も講じて、できるだけ救えるものは救いたと考えておるのであります。

それからすぐ流れで来て次の橋に丁度かかる。そこで、ダムのようになる。そうして又その橋を壊して次に行く。そんなふうに行きました。九つくらい橋が一気に同じ村の中で以て皆流れてしまふ。そういうところがあるわけです。そうするとそれだけ加えてもこれは物凄い金になつてしまふ。そして、そのものがその村はどうしても貞さんければならんところになつて来るわけです。二十五メーターダの二十六メーターナンというの、これはどこか小さいところの考え方であつて、北海道ではその距離なんというのはこれは問題にならんわけです。それを救済する方法があれば、この十五万円の問題は何も問題ではないのです。十五万円以下はいいのですが、併しそれのトータルが幾らくらいに達した以上は助成するとか何とかしなければ、これは同じ財布から出すのですから、これはできません。そういう問題を救済することを考えなければ、これは無理なんじやないか、こう思つておるのですが、この法律にはそれがないのです。それを考えなければ、私はこれは却つて前のものを使続さしてもらつたほうがいいのじやないか、こういう問題が出て来ると思うのです。

うより方法はないのじやないかと思へて、実はそういうような特別の何も書いてはというような意見もありましたけれども、全体的の考え方からいたしまして、特例を特にそういう問題に設けるということについてはどうかということになりましたして、実は一般的に規定いたしまして、そういう点に抜けておるのがあるかも存じますが、将来のこととして若し考へるとすれば……。現在といたしましては、この法規としてその救済の方法が考えられないのは遺憾であります。が、一つ御了承願いたいと存じます。

○岩崎正三郎君　どうも今の御答弁も誠に面白くない答弁ですけれども、（笑声）それはそれといったしまして、もう一つ伺いたい点は、六條の「甚しく維持管理の義務を怠つたことに因りて生じたもの」はやはり除外するといふわけでござりますな。一体それはどこでそういうふうに認定するのですか。甚だしく維持管理の義務を怠つたということは誰がどこで……。

○政府委員(伊藤大三君)　元来府県市町村等の公共団体が管理し、又はその機関が管理しておるのでありますから、普通でありますれば、この維持管理というようなことも当然して頂くべきであり、なお工事をせられた場合におきましても、設計等につきましても、工事の施行についても十全の注意を払つて頂くのが、これは管理者として当然のことと存ずるのであります。併しながら普通のものとしての注意を払つて、なおそこにいろいろの不備もあることがございましょ。この場合におきましては、そういう場合を取上あげたのではなくて、特に明らかに誰が

見ましても管理者として不都合ではないか、もう少ししつかりしたならばいいのじやないかということが当然はつきりしておつて、普通一般の人が考へても非難すべきよな、そういう義務を怠つた、設計や工事の施行に注意が非常に欠けておつたというようなことがあつた場合を通用除外に入れたわけでござります。これは何人が見ましても、普通常識で見て不当ということの明らかな場合を除こう、こういう場合でございます。

○岩崎正三郎君 まああつてもなくてよいわけですね。(笑声)これは誰が見てもといふのであれば……、いろいろいうことを実はこら見て來ると、我々もつと研究しなければならないことが随分あるようなのでございまが、どうも今日一日、すぐを持つて來られていろ／＼説明せられても誠に困るので、今のようにちよつと氣付いたところが……、見ていてもなかなか大変でございますが、委員長はこれを逐條におやりになる気はないのですか。

○委員長(小林英三君) これが散会しましたら理事会を開きまして、そうして明日午前からこれをやることにしたいと思つておりますから、明後日一ぱいと仮にいたしましても、努力して頂きたという考え方で委員長はおるのでござります。

○小川久義君 さつき東さんの言われた一ヵ所十五万以内といふのはオーバーされる、これは一箇所の解釈をもつと広義にできませんかね。東さんの言われたように川が一本流れでる、三里か二里か知らんが流れでつた。その間が一つの町村である。そし

てそこに「一ヵ所」といふことはその川に三ヵ所切れて、十万円と五万円二つなら二十万円になる、そうすれば補助の対象になる。そういう解釈はできんかね。一ヵ所ということは、この二丈メーター切れた、これだけを一ヶ所とするか、僕は広義の解釈で行けばその川、町村なら町村に跨つておる場合、数ヵ所あると十ヵ所あると、その川一本に対しての復旧なら、これは一ヵ所と見ていいんじやないかと思うが、次長の話では、それは一ヵ所じやないという解釈なんですが、その点はいかが、次長の話では、それは一ヵ所じやないという解釈なんですが、その点はいかが、次長の話では、それは一ヵ所じやないという解釈なんですが、その点はいかが、次長の話では、それは一ヵ所じやないといふのです。

つき次長の話では、四十五億ほどの金が地方負担になる。その数字は違つておつても、一つの例として申上げますと、四十五億地方負担になるが、一方その方が負担した金は他の恒久施設に必ず向うか向わんかということです。復旧のほうに負担させて置いて、そこにはつてからは地方から取つたほうでよしと……、その見返しで今度は普通の恒久施設に廻つて行かんと、取られつ放しのようになつてしまふ。そうなつてしまふと、特例法を一年延ばす／＼といふ考え方かたが出て來るので、災害ばかり守るわけに行かん、恒久施設もやらなければならん。ですからその点は十分勘案してもらいたい。

○説明員(中田政美君) 小川委員の御質問の点はかように了解しておるわけですが、地方に負担させる結果、国の予算は特に災害のほうが減りはせんじやないか、こういうことに了解いたしましたのですが、実はこういう結果になります。即ち災害復旧の国の予算は、すでに御審議、御可決を願いました予算によつて金額は決定いたします。従いましてこの金額をまる／＼国庫負担で実施いたしますれば、工事の量は、今ここに御審議を願つておる法律が出た場合とは事業の量が減るわけでございます。でこの法律を御審議願つて、これが御可決願えるといだしますれば、地方負担は幾らになりますか、それだけは仕事の量が伸び行く、こういう結果になるわけでござります。

○小川久義君 どうも法律のない先に予算が出てしまつたというのは、これ

は逆で、現存する法律を対象に予算を作るのが当然の行き方でなければならぬ。法律も出さん先に向う様からお許しもない先にこれを目あてに予算を作つたというのは根本の誤まりですが、但し現在の日本の実情から止むを得ん

とも思いますので、折角通すなら早く通してと考えるのですが、委員長は理事会を開いて理事会でという話です

が、ここで全員お集まりのところで懇談会に切換えてもらつて、もつと政府当局も打開つた気持を披露してもらひ、懇談会において妥協点を見出だし

て行くとすれば、旧法より多少いいことはわかつておるのですから、そういう形で進めて頂いたらと思うのです。

○委員長(小林英三君) どうですか。

○東陸君 もう一つ……さつきの問題に喰い下がるようですが……、それではどうぞ。

○東陸君 今の一箇所の問題なんです

が、これは現実に昨年ぶつかつた例で

すが、國の分とそれから道の分と村の分が、これは災害関係とほぼ同じくら

いで、三分の一ぐらいになつているの

です。昨年の例は、七月の終りにぶつ

かづた災害はそれで、村の分といふの

は十五万円以下のものが結局全体の三分の一と、こういう数字が北海道の災

害の報告には出ておるはずです。それ

で非常に大きい件になるのです。村に

しますと、昨年のところはそろ大きい

村ではありますけれども、十平方里

ぐらいはあるでしよう。それで大きい

村は九十平方里といふのがあるのです

結果、前年度、これまで通りここで十

万円にしようといふ実はわけもござい

ました、御趣意の点は我々も同感な点もござります。ただ余り細かいやつを取りますと、小修繕に属するようなものまあ入つて来る。そうすると普段修理をやらせる趣意からすると、災害に名をかりて皆災害のときに帳面をつけるということになると、どうしても

溢に流れる結果になりはしないかといふところ、あれこれ考えまして、それ

将来においてたくさん使わないという

それからこの問題は府県のほうにおいてできるだけ未然に、小さなうちに直して行くと、こういうことが国費を

問題が起きて来る。こう考えますし、

のところがあるのですから、小さいものも馬鹿にならないで、そういう問題

があるんで、そいつに対する何らかの

教治方法を考えて置いて頂かなければ、非常に将来においてもむずかしい

問題が起きて来る。こう考えますし、

のところがあるのですから、この教治方法

ことになるのですから、この教治方法

をやはり相当考えて行かなければなら

ん、こう私は考えるのですが、これは

昨年赤木君と長野県のほうを見せて頂

いて、そうしてその感じをつく／＼起

成する必要はないけれども、十五万円

のところを十分考えて、全額助成でな

いふべきです。全体としての全額を助

成する必要はないけれども、十五万円

のところを十分考えて、全額助成でな

いふべきです。それであえてこいつに喰い下

がるわけですねけれども……。

○説明員(中田政美君) 御尤もな御質

問なんですが、実は内輪を申します

と、この案を漸くここで食いとめた実

情なんございまして、ここにも案の

件だらうと思うのです、この五号は。

○東陸君 その一ヵ所は一つ相当広義

に解釈ができるようにお考へ願いたい

こと、これからもう一つは、

今第六條の五号ですね、「甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るも

の」「これは一号に非常に関連があると

考えますので、それと併せて、その條

件だらうと思うのです、この五号は。

○赤木正雄君 まだ十分検討していま

せんから、氣の付いたことを二、三御質問いたします。私は年来維持修繕に

対して国が補助すべきだ、維持修繕に

対して国が補助しておるなら、災害の

作りになるときに何らか御検討なすつたのでしようか。

○政府委員(伊藤大三君) 災害は非常に小さいときには防除すれば大きくなり、却つて経費が少なくなる。仰せ御尤もでありまして、実は建設省いたしましたが、この小破のうちに何とかしたい、ということでお実は防災費、普

通防災費とこういつておりますが、災害防除費又は河川維持の補助という名目でここ数年間毎年この経費を出しまして、維持的な部分又は改良的な部分を助成いたしまして、災害を防ぐようには努力して参つておるのであります。ただ金の面におきまして甚だ少いのは遺憾ではございますが、将来におきましては、なお安本その他にも十分に了解して頂きました、この面の経費について御同情ある取扱をして頂きたいと思つております。

○赤木正雄君 防災費という名目で維持修繕に当る、そういう半端な名前を使わずに維持修繕に對して当局が補助するのだ、そういうふうにすつきりしたら、これは府県も迷わないし、實際防災費で維持修繕をやるということを私聞きました、今次長の御答弁のよう

に、防災費が果して維持修繕に使われておるということも非常に疑問と思ひます。事実そういうふうに使われておるものは先ず少い。防災費は防災費らしいものに使おうとしておる県の要望でござります。従つて今、一つの護岸を破壊している、これを維持修繕すればいい、私は大きなものでなくして、そういう小さなものに維持修繕をする場合に國の補助を出す。それをこの法律を審議なさるときにも少しでも御検討なさつたでしようか。

○政府委員(伊藤大三君) 只今お話の

ございました防災費という費目で出すのも実は腹案もありました、そういうお話をございました。実は災害防除費は、それによつて府県の一坪の護岸で

も維持修繕に使えるのだと、こういう

いう点はござりまするが、災害防除費

の中の若干につきましては、そういう

維持的な問題につきましては、取り扱つておるのに当ります。なおこの法案

をお話もございました。実はこの法案の審議と併行いたしまして災害防除費

災害防災対策費というようなものにつ

いても相当の経費の要求は進めて参つたのでございまして、決してなおざり

ました。我々としてはなお遺憾な点

がござりまするが、この点につきまし

ては将来において十分に考えて参りました。

○赤木正雄君 では今後は防災費は維持修繕にお使いになさる、こういふことに考えて差支えありませんか。(笑)

○政府委員(伊藤大三君) 防災費の内

容が実は先ほど申上げましたように、

いろいろの問題が入つておりますの

で、そのうちの若干をこれに向けられ

るのは、補助をやらなければ全然予

算に計上しないといふ副作用です。こ

れは要するに補助といふものの効用に

対する一つの悪副作用でございまし

た、こういう意味でありますて、決し

て今後におきまして費目をどういこう

とに将来改めるか、これはわかりませ

んが、維持修繕費といふものと、それ

から局所改良といふものを分けること

にしますれば、その点はつきりいた

ます。併しこれを二つ一緒にいたす

ことは、これは決して望むべきこと

ではありません。併しながら御趣

○政府委員(伊藤大三君) 只今お話の

ございましたが、成ほど副

作用はありますよ

う

が、私どもの主眼は、災害は成べく少

くしたいのだ。帰着するところはそれ

なんです。災害を多くならんようにし

たい。それには今申す維持修繕に対し

してばら撒けばよろしいかといふ

と、必ずしもそろではございません。

が、私どもの主眼は、災害は成べく少

くしたいのだ。帰着するところはそれ

なんです。災害を多くならんようにし

たい。それには今申す維持修繕に対し

してばら撒けばよろしいかといふ

取れませんけれども、或る程度河川の延長といふようなものを基準にして、軽度の交付金は出されて、維持修繕に対する国としての関心を示されておるわけであります。勿論この平衡交付金に我々が頼ると、こういう意味ではございません。将来の問題といたしましては十分その点については考へて参りたいと、こう存じます。併しこれを作るとときにそれと併行に維持のほうを取るまでにお前は力が足らなかつたとおつしやれば、これは兜を脱ぐといふより仕方がないと、こう存じております。

一、小江尾川外二河川砂防工事施行  
に関する請願(第一一二四八号)

一、本谷川外二河川砂防工事施行に  
関する請願(第一一二五〇号)

一、雨滝川砂防工事施行に関する請  
願(第一一二五一号)

一、阿毘麻川砂防工事施行に関する  
請願(第一一二五二号)

一、宝谷川砂防工事施行に関する請  
願(第一一二五三号)

一、見櫻川砂防工事施行に関する請  
願(第一一二五四号)

一、波多川砂防工事施行に関する請  
願(第一一二五五号)

一、湯河川外二河川砂防工事施行に関する諸願(第一二六九号)

一、舍人川砂防工事施行に関する  
願(第一二七〇号)

一、野上川砂防工事施行に関する  
願(第二二七一号)

一、春米川砂防工事施行に関する  
願(第一二七二号)

一、曳田川砂防工事施行に関する  
願(第一二七三号)

一、野坂川砂防工事施行に関する  
願(第一二七四号)

一、有富川砂防工事施行に関する  
願(第一二七五号)

一、沙見川砂防工事施行に関する  
願(第一二七六号)

事施行に関する請願（第一二八八号）

一、北上川始体堤防工事促進に関する請願（第一二八九号）

一、建築工法中一部改正に関する陳情（第一三三三号）

---

第一一五七号 昭和二十六年三月三日受理

滑川改修工事促進に関する請願  
請願者 福島県岩瀬郡白方村役場内 滑川改修期成同盟  
会内 高原喜平外五十一名

沼田義貞  
沼田義貞市郎吉

ば、少しでも余計出したいという壯の  
よう<sup>ノ</sup>うに受取れます<sup>ル</sup>が、明日法案の審議  
に入ると共に大蔵大臣に一つ御出席を  
願つて、足らんところを出すのが大蔵  
省だと思ひますので、この所信を一つ  
伺つて、それからこの審議に入つたら  
と思うのですが、お詰り願います。  
○委員長(小林英三君) 今小川委員か  
らのお話がありましたが、からちよつと懇  
談会に移りたいと思います。ちよつと  
速記をとめて。

説明員 経済安定本部建設交通局長 小澤久太郎君  
建設事務次官 中田 政美君

一、洗川砂防工事施行に關する請願  
(第二二五六六号)

一、勝田、矢筈両河川砂防工事施行  
に關する請願(第二二五七号)

一、伴谷川砂防工事施行に關する請  
願(第二二五八号)

一、小鷗川砂防工事施行に關する請  
願(第二二五九号)

一、矢送、瀧西河川砂防工事施行に  
關する請願(第一二六〇号)

一、福本川砂防工事施行に關する請  
願

- 一、甲川砂防工事施行に関する請  
願(第一二一七六号)
- （第一二一七七号）
- 一、羽佐利川砂防工事施行に関する  
請願(第一一二七八号)
- 一、阿弥陀川砂防工事施行に関する  
請願(第一一二九号)
- 一、坪谷川砂防工事施行に関する  
請願(第一二一八〇号)
- 一、加勢蛇川砂防工事施行に関する  
請願(第一一二一八一号)

阿武隈川の支川滑川の改修工事については、数次にわたり関係当局に請願を提出して昭和二十五年漸く滑川改修工事の実地測量に着手される運びとなつた。しかして滑川は、白方村および仁井田村を縦貫し、両村の農業上重要な河川であるのに、近年打ち続く豪雨、出水のため、沿岸は決壊し、揚水の不能、耕地の流失農作物の被害はいちじるしく、農民の増産意欲を阻害している実状であるから、すみやかに滑川改

〔速記中止〕  
○委員長(小林英三君)　速記を始めて  
下さい。それでは明日十時から、今月  
中には是非通して頂くよう御勉強して  
頂くことにして、本日はこれにて散会  
いたします。

、国道第六号線中一部改良工事施行に關する請願(第一二〇四号)  
、船坂川砂防工事継続施行に關する請願(第一一四〇号)  
、黒川砂防工事施行に關する請願  
(第一二四四号)

一、河内川砂防工事施行に関する請願(第一二二六一号)  
一、水谷川砂防工事施行に関する請願(第一二二六三号)  
一、勝部川砂防工事施行に関する請願(第一二二六四号)

一、大内地内砂防工事繼續施行にする請願第一二八(一号)  
一、蒲生川砂防工事施行に関する請願(第一二八三号)  
一、名和川砂防工事施行に関する請願(第一二七四号)

修工事を施行せられたいとの請願。  
第一二〇三号 昭和二十六年三月五  
久富川砂防工事促進に関する請願  
日受理

午後四時二十九分散会  
出席者は左の通り。

- 、細屋川砂防工事施行に関する請願(第一一二四五号)
- 、白水、大江両河川砂防工事施行に關する請願(第二二四六号)
- 、別所川砂防工事施行に關する請願(第一一二四七号)
- 、石見川砂防工事施行に關する請

願(第一二六五号)  
一、上地、袋両河川砂防工事施行に  
関する請願(第一二六六号)  
一、矢戸川砂防工事施行に關する請  
願(第一二六七号)  
一、白坪川砂防工事施行に關する請  
願(第一二六八号)

一、谷川砂防工事施行に関する請願(第一二一八五号)  
一、田後川砂防工事施行に関する請願(第一二一八六号)  
一、吉井川上流防災護岸工事継続行に關する請願(第一二一八七号)  
一、吉井川上流郷村地先防災護岸

乃美國介外二百四十名  
紹介議員 中川 以良君



いする重要な河川であるが、川巾がせまい上、河床が深く、その上永年の山林濫伐のため、しばしばはん濫し、被害はばく大な額に達している。しかるに荒廃した護岸、堤防その他の復旧は、貧弱な地元財政をもつてしては到底不可能であるから、同川に対する砂防工事を国費によつて施行せられたいとの請願。	
第一二五五号 昭和二十六年三月七日受理	波多川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県八頭郡智頭町長 話介議員 赤木 正雄君
第一二五七号 昭和二十六年三月七日受理	勝田、矢筈両河川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県東伯郡以西村長 御崎信藏外一名 話介議員 赤木 正雄君
第一二六〇号 昭和二十六年三月七日受理	勝田、矢筈の両川は、源を中国山脈に發し、けわしい地勢を流れ、以西、成美、安田の三村耕地をかんがいしているが、戦時中の山林濫伐と、水源山地の土質荒廃によつて、年々ばく大な災害を沿線に與え、その被害は慘状を呈しているから、両河川に対して砂防工事を施行せられたいとの請願。
第一二六一號 昭和二十六年三月七日受理	矢送、滝両河川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県東伯郡矢送村長 加藤吉久 話介議員 赤木 正雄君
第一二六三号 昭和二十六年三月七日受理	河内川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県氣高郡小鷺河村長 三谷博通 話介議員 赤木 正雄君
第一二六四号 昭和二十六年三月七日受理	水谷川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県氣高郡鹿野町長 井上秀堯 話介議員 赤木 正雄君
第一二六六号 昭和二十六年三月七日受理	上地、袋両河川砂防工事施行に関する請願 請願者 鳥取県岩美郡成器村長 話介議員 赤木 正雄君
な額に達しているから、昭和二十四年度施工の第一次洗川砂防工事に継続して洗川砂防工事を施行せられたいとの請願。	
第一二六二号 昭和二十六年三月七日受理	鳥取県山守村は、岡山県との境にある村内を流れている小鷺川が、上流と下流で百メートルの落差がある急流であるため、出水時の被害が極めて大きく、道路橋の流失は現在の価格にして五百円にも達している実情であるから、同川に対する砂防工事を施行せられたいとの請願。
第一二六五号 昭和二十六年三月七日受理	河内川は、下流において極度に彎曲しているため、出水の際には海岸を欠壊することが多く、埋没地域は延十町歩におよんでおり、復旧費は實に数千万円に達しているから、昭和二十二年に着工された河内川砂防工事を永続施工せられたいとの請願。
第一二六五号 昭和二十六年三月七日受理	紹介議員 赤木 正雄君 請願者 鳥取県氣高郡宝木村長 竹本武
第一二六五号 昭和二十六年三月七日受理	鳥取県山守村は、岡山県との境にある村内を流れている小鷺川が、上流と下流で百メートルの落差がある急流であるため、出水時の被害が極めて大きく、道路橋の流失は現在の価格にして五百円にも達している実情であるから、同川に対する砂防工事を施行せられたいとの請願。
第一二六五号 昭和二十六年三月七日受理	紹介議員 赤木 正雄君 請願者 鳥取県東伯郡山守村長 西本勝治



みやかに本川の上流から海岸に達する  
全域に砂防工事を施行せられたいとの  
請願。

第一二八〇号 昭和二十六年三月七日

日受理

坪谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡三徳村長

岩本泰治

紹介議員 赤木 正雄君

坪谷川は、昭和九年に流域の護岸を流

失し、上流部には各所に山崩れを生じ、放流する土砂によつて埋没した耕

地は実に三町歩に及び、耕地面積の少

い坂本部落民に致命的な打撃を與えた。その後復旧工事と共に各所に砂防

えん堤を設けたが、現在なお降雨に際し附近の山岳には山崩れを生じ危険な状態にあるから、すみやかに砂防工事を実施せられたいとの請願。

第一二八一號 昭和二十六年三月七日受理

加勢蛇川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡古布庄村長

横山慶昭外二名

紹介議員 赤木 正雄君

加勢蛇川は急流であるため、常に上流より土砂を流出し河床の上昇はなはだしく、ことに最近非常時伐採、未整地買収計画等によりいちじるしく水源を失い、僅か数時間の降雨にも増水をきたし、堤防決壊、河水のはん濫等により流域の耕地、人家に多大の損害を被りおり、すでに完成した八箇所の砂防工事だけでは到底災害を防止することができないから、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一二八二號 昭和二十六年三月七日受理

谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡小田村長

井本良勇

紹介議員 赤木 正雄君

谷川は、昭和二十六年三月七日受

地は実際に三町歩に及び、耕地面積の少い坂本部落民に致命的な打撃を與えた。その後復旧工事と共に各所に砂防えん堤を設けたが、現在なお降雨に際し附近の山岳には山崩れを生じ危険な状態にあるから、すみやかに砂防工事を実施せられたいとの請願。

第一二八三號 昭和二十六年三月七日受理

蒲生川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡蒲生村長

吉井川上流郷村地内は、細長くえんえんと曲つて果てしない深谷であり、これを流れる谷川は、毎年のようになつかの降雨でも山ろくを侵して欠壊し、山崩れによる被害はひん大で、地元農民の苦労は筆舌に盡し難いものがあるから、本川に砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一二八四號 昭和二十六年三月七日受理

吉井川上流郷村地先防災護岸工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡田後村長

田後川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡田後村長

紹介議員 赤木 正雄君

吉井川は、標高千三百メートルの扇山に源を発する急こう配の河川であるため、年々災害を繰り返し、上流部は無堤防のまま放置されているので流れ住民の不安のまととなつているから、すみやかに本川の砂防工事を施行されたいとの請願。

第一二八五號 昭和二十六年三月七日受理

吉井川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡小田村長

竹門定吉

紹介議員 赤木 正雄君

吉井川は、標高千三百メートルの扇山に源を発する急こう配の河川であるため、年々災害を繰り返し、上流部は無堤防のまま放置されているので流れ住民の不安のまととなつているから、すみやかに本川の砂防工事を施行されたいとの請願。

第一二八六號 昭和二十六年三月七日受理

吉井川砂防工事施行に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡田後村長

上村啓治

紹介議員 赤木 正雄君

吉井川は、昭和二十年の大こう水によつて護岸の欠壊、耕地の流失および人の損失等その惨状は、言語に絶するものがあつた。しかしに欠壊護岸に対する対策がなされたが、河中に中河原といふ大害があるため、流水が二分され、一度の被害箇所があるため、昭和二十一年度において護岸工事が施行されたが、未完成のため、土砂の崩壊流失が年々その量を加え、川口港内における土砂堆積は、いまや船舶の出入ができるない経態になつてゐるから、同川の砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一二八七號 昭和二十六年三月七日受理

吉井川砂防工事促進に関する請願

請願者 岩手県幡豆郡幡豆村字

樋ノ口三六北上川姉体

紹介議員 赤木 正雄君

吉井川は、大山原野に源を発し、急斜面をう曲屈折して流れている関係で古来

第一二八二號 昭和二十六年三月七日受理

大内地内砂防工事継続施行に関する請願

紹介議員 赤木 正雄君

請願者 安東哲次郎

現在施工中の大内地内砂防工事をなお一層強化し、過去三箇年間継続してきた事業を最も効果的にするため、現在下流約五百メートルの地点に昭和二十三年災害の堤防復旧工事が施工されているから、この地点まで接続するよう本砂防工事を更に延長して施工せられたいとの請願。

第一二八五號 昭和二十六年三月七日受理

谷川砂防工事施行に関する請願

紹介議員 赤木 正雄君

請願者 竹門定吉

谷川は上流郷村地内は、細長くえんえんと曲つて果てしない深谷であり、これを流れる谷川は、毎年のようになつかの降雨でも山ろくを侵して欠壊し、山崩れによる被害はひん大で、地元農民の苦労は筆舌に盡し難いものがあるから、本川に砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一二八八號 昭和二十六年三月七日受理

吉井川上流郷村地先防災護岸工事施行に関する請願

紹介議員 黒田 英雄君

請願者 岡山県苦田郡苦田村長

吉井川上流防災護岸工事は、昭和二十一年度において第一期工事を完了したのであるが、第一期工事は延長が僅かである上、本防災工事の生命地点ともいうべき急流で届曲した危険区域が残されているため、今後の災害が憂慮されているから、同工事を本年度も継続施行せられたいとの請願。

第一二九三號 昭和二十六年三月三日受理

建築士法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都知事 安井誠一郎

行政書士法案が成立すると、行政書士でなければ建築代理士の業務を行なうことができなくなるから、建築代理士の既得権を尊重し、都道府県の建築代理士条例に根拠を與えるため建築士法第三條を改正されたいとの陳情。

第一二九四號 昭和二十六年三月七日受理

北上川姉体堤防外地域の砂れき採取禁止に関する請願(第一二三三二号)

一、多摩川堤防外地域の砂れき採取禁止に関する請願(第一三三三七号)

一、住宅金融公庫住宅賃金融に関する請願(第一三四九号)

一、北上川中流部流域水害防除施設工事に関する請願(第一二三九九号)

一、竹を住宅建築資材とするの請願(第一四〇一号)

一、府県道一宮、大垣線中一宮地内にこ線橋架設等に関する陳情(第二九二号)



ものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本條において同じ。）の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、三分の二

二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三

三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四

四 前項の災害復旧事業の総額には、前條各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合において、それは、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施設するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含み、等二條等三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかつた施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる金額（以下超過事業費といふ。）を含まないものとする。

3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対

して国が前條の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乘じたものの和とする。

4 国は、第二條第三項に規定する災害復旧事業費のうち超過事業費については、第一項の規定にかかる改良工事について、国が、他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し、又は補助する場合の例により、その費用を負担する。

5 甚しく維持管理の義務を怠つたことに因して生じたものと認められる災害に係るもの。

6 河川、港湾及び漁業の埋そくに係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

7 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

8 灾害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。但し、主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

9 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

10 灾害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

11 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四條の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金ととの差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。（災害復旧事業の監督）

12 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく国に返還しなければならない。

円に満たないもの

二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

三 維持工事とみるべきもの

四 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに因して生じたものと認められる災害に係るもの。

六 河川、港湾及び漁業の埋そくに係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

七 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

八 灾害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。但し、主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

10 灾害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

11 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四條の規定による国の負担率が決定した前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付する。

12 前項の場合において、国は、第四條の規定による国の負担率により負担金を交付する。

13 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四條の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金ととの差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。（災害復旧事業の監督）

14 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく国に返還しなければならない。

つては、この限りでない。

（災害復旧事業費の決定）

第七條 第三條の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業費を決定したときは、

当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業の事業費は、

地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

（国庫負担金の交付方法）

第八條 国は、前條の規定により災害復旧事業費を決定したときは、

当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四條の規定による国の負担率により負担金を交付する。

第九條 国は、前項の場合において、国は、第四條の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付する。

第十條 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（災害復旧事業費の精算）

第十一條 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

第十二條 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく国に返還しなければならない。

の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行ない、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

第十三條 第三條の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業費を決定したときは、

当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業の事業費は、

地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

（国庫負担金の交付方法）

第八條 国は、前條の規定により災害復旧事業費を決定したときは、

当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四條の規定による国の負担率により負担金を交付する。

第九條 国は、前項の場合において、国は、第四條の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付する。

第十條 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（災害復旧事業費の精算）

第十一條 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

第十二條 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく国に返還しなければならない。

3 第九條第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の権限について準用する。

(剩余金の処分)

第十二條 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剩余を生じたときは、遅滞なく、当該剩余金に第四條の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより。当該剩余金を主務大臣の認可を受けた災害復旧事業に使用することができる。

(市町村の災害復旧事業費)

第十三條 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額、の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

(主務大臣)

第十四條 この法律において主務大臣は、第三條各号に掲げる施設の主務大臣とする。

(実施規定)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。  
附 則  
左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担ニ  
関スル法律(明治四十四年法律

第十五号)

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律(昭和二十五年法律第八十九号)

北海道における地方公共団体に

対して第三條の規定により国がその費用の一部を負担する場合にお

ける当該災害復旧事業費に対する

国負担率は、当分の間、第四條

の規定によつて算定した率が五分

の四に満たない場合においては、同條の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 この法律(第五條及び第六條を除く)の規定は、第三條各号に掲げる施設について地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事

業で昭和二十五年以前の災害に因るもののうち、主務大臣による事

業費の決定があつて、國の負担金

の全部又は一部の交付をまだ受け

ていないものについて準用する。

この場合において、第四條第一項

中「第七條の規定により決定され

た災害復旧事業費の総額」とある

のは「主務大臣が決定した災害復

旧事業費の総額(昭和二十三年一

月一日から同年十二月三十一日ま

でに発生した災害については、当

該災害復旧事業費の総額に政令で

定める率を乗じて補正した額」

と、同條同項第一号中「当該年度

(災害の発生した年の四月一日の

属する会計年度)」とあり、又は同

條同項第一号若しくは第三号中

「当該年度」とあるのは「昭和二十

五年度」と読み替えるものとする。

5 第五條の規定は、第三條各号に掲げる施設について昭和二十六年度以降において国がその全部又は一部を施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものについての地方公共団体の費用の負担の割合について準用する。

6 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「この法律により国が災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第一号)により国が費用を負担するに、「都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律(明治四十四年法律第十五号)」を「この一部を次のように改正する。

第七條中「この法律により国が費

用を負担するに、「都道府県災

害復旧事業費国庫負担法(昭和二

十六年法律第一号)により国が費

用を負担するに、「都道府県災

害土木費国庫負担ニ関スル法律(明

治四十四年法律第十五号)」を「こ

の法律」に改める。